

## 総会

配布：一般

2018年1月17日

### 第72会期

議事日程議題 19

#### 2017年12月20日に総会により採択された決議

[第二委員会の報告書 (A/72/420) に基づく]

#### 72/211. 世界ミツバチデー

総会は、

その中で総会が、包括的で、遠大なまた人々中心の一連の普遍的でまた変形力のある持続可能な開発目標と具体的目標、2030年までにこの目標の完全実施のために精力的に活動することに対するその公約、極貧を含む、そのあらゆる形態および次元の貧困を削減することは、最大の世界的な課題でありまた持続可能な開発にとって不可欠な要件であるというその認識、均整のとれたまた統合されたやり方でその三つの次元（経済、社会および環境）における持続可能な開発を達成すること並びにミレニアム開発目標の達成を踏まえることに対するその公約、およびその未完成の事業に対処することを求めることを採択した、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」と表題のついた、2015年9月25日の総会決議70/1を再確認し、

国際年の宣言に関する1998年12月15日の53/199と2006年12月20日の61/185の総会諸決議、および国際年と記念祭に関する1980年7月25日の経済社会理事会決議1980/67、とりわけ宣言のための合意された基準に関するその付属文書の第1項から第10項を、並びにその計画と資金調達のための基本的な準備が為される前に国際デーまたは年が宣言されるべきでないことを述べている第13および14項もまた再確認し、

革新的な、調整された、環境上適正な、オープンなそして共有されたやり方での、その三つの次元における持続可能な開発を促進することの重要性および持続可能なやり方でミツバチやその他の受粉媒介者を保護する緊急の必要性を認識し、

生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォームにより 2016 年 2 月に発表された、受粉媒介者、受粉および食糧生産に関するテーマ別評価報告書を考慮し、

持続可能な農業のための受粉サービスに関する国際連合食糧農業機関の活動、および生物多様性に関する条約<sup>1</sup>の下で 2002 年に設立された受粉媒介者の保全と持続可能な利用のための国際的イニシアティブを促進することと調整することにおいて食糧農業機関により果たされた主導的役割を想起し、

2016 年 12 月 4 日から 17 日まで、メキシコのカンクンで開催された、生物の多様性に関する条約の第 13 回締約国会議、および同条約の活動のための受粉媒介者、受粉および食糧生産に関する生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォームの評価の意味合いに関するその決定 X III/15 もまた想起し、

受粉媒介者の多様性の世界的な減少の問題およびこのことが、農業の持続可能性、人の暮らしそして食料供給に対して意味するリスクに、対処する緊急の必要性に留意し、

そのことにより世界の増加している人口に対する食糧の安全保障を促進しそして貧困の緩和、飢餓の削減また人の健康に貢献している、持続可能な食糧生産と栄養に関するミツバチとその他の受粉媒介者の基本的役割と貢献を認識し、

生物多様性、種および遺伝的多様性の状態を守ることにより生態系の健全性に対してミツバチやその他の受粉媒介者により提供される生態系サービスの貢献もまた認識し、

ミツバチやその他の受粉媒介者が、様々な要因、とくに土地の利用、集約農業の実践および農

---

<sup>1</sup> 国際連合、条約集、第 1760 巻、No.30619.

薬の使用など人の活動、並びにその生息地、健康や発展を脅かしている、汚染、害虫、病気および気候変動の影響により危険に晒されていることに懸念を表明し、

受粉媒介者の働きを高めることは、持続可能な開発目標の実現のために重要であることを念頭に置きつつ、全てのレベルでの認識を高めまたその健康と発展に貢献するためミツバチやその他の受粉媒介者の保護のための行動を促進しまた助長する緊急の必要性を認め、

国際社会による世界ミツバチデーの式典は、全てのレベルでのミツバチやその他の受粉媒介者の重要性の認識を高めることに著しく貢献しまたそれらの保護のための世界的な取組と全体行動を促進することを認識し、

第 14 会期の国際連合食糧農業機関の会議により 2017 年 7 月 17 日に採択された決議 8/2017 を想起し、

1. 世界ミツバチデーとして 5 月 20 日を指定することを決定する。
2. 全ての加盟国、国際連合システムの諸組織、その他の国際的なおよび地域的な機構並びに、非政府組織、個人およびその他の関連する利害関係者を含む、市民社会に対し、ミツバチやその他の受粉媒介者の重要性、それらが直面している脅威並びに持続可能な開発に対するその貢献についての認識を高めることを目的とした教育と活動を通して、適切な方法でまた国の優先事項に従って、世界ミツバチデーを祝うことを招請する。
3. 国際連合食糧農業機関に対し、経済社会理事会決議 1980/67 の添付文書に含まれた規定に注意して、その他の関連する機構と共同して、世界ミツバチデーの遵守を促進することを招請する。
4. 本決議の実施から生じる可能性のある全ての活動の経費は、自発的拠出金で支払われるべきことを強調する。
5. 事務総長に対し、適切な遵守のため全ての加盟国、国際連合システムの諸組織および市民社会組織の注意をこの決議に向けることを要請する。

第74回本会議

2017年12月20日